

Q8. 現況届の提出を忘れるとどうなりますか？

A

年金の支払いが、一旦差し止められることとなります。

現況届とは年に一度年金受給者の誕生月に現在の状況をお届けいただき、引続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するものです。

毎年、誕生月の月初めにご自宅あてに現況届をお送りしますので、必ず誕生月末日までに基金にご提出ください。

ご提出が遅れますと年金の定期支払いが差し止められますので、提出忘れがないようご注意ください。

なお、60歳以上・在職で当基金の加入員の方や年金を受けはじめて1年未満の受給者の方は現況届の提出が不要なため、その年の現況届の発送はしていません。